

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01401

研究課題名（和文）いわゆる可分債権の準共有法理

研究課題名（英文）The quasi co-ownership of divisible claim

研究代表者

伊藤 栄寿（ITO, Hidetoshi）

上智大学・法学部・教授

研究者番号：30454317

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、複数の債権者が可分債権を有する場合に、当然に分割帰属しないとされる場面を検討することを目的とした。判例は、複数の債権者が可分債権を有する場合、原則として当然に分割帰属するとしてきた。しかし、その根拠は明確にされていない。また、判例は、共同相続における預貯金債権をはじめとして、いくつもの例外を認めている。それゆえ、複数債権者が可分債権を有する場合であっても、分割帰属しないことを原則とすべきである。複数の債権者が債権を準共有する場合には、民法の共有規定が準用されるべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、複数の債権者が可分債権を有する場合、原則として当然に分割帰属するという判例が、多くの例外を認めることによって原則ではなくなっていること、さらに、そもそも十分な理論的正当化根拠を有していなかったことを明らかにした。従来、例外についての検討はなされてきたものの、判例の原則そのものへの検討は十分ではなかったところであり、この点に大きな学術的意義がある。また、判例が採用する当然分割原則が放棄されることになれば、共同相続の場面において、共同相続人間の不公平な取り扱いが是正されることになり、社会的意義も大きい。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify that when more than one obligee have divisible claims, they are not naturally divided and attributed. Japanese Supreme Court precedents have held that, in principle, when more than one obligee have divisible claims, the claims are naturally divided and attributed to them. However, the basis for this principle has not been clarified. Moreover, precedents have recognized a number of exceptions, including claims to savings accounts in joint inheritance. Therefore, even if more than one obligee have divisible claims, the principle should be that they should not be divided and attributed. In the case of quasi co-ownership of claims by more than one obligee, the co-ownership provisions of the Civil Code should be applied mutatis mutandis.

研究分野：民法

キーワード：準共有 可分債権

1. 研究開始当初の背景

共有者の有する共有物が、第三者により毀損されたとする。このとき、共有者は、共有物を毀損した第三者に対して、民法 709 条に基づいて損害賠償を請求できる、すなわち、共有者は損害賠償債権を有することになる。この損害賠償債権は、共有物から生じた以上、共有物と同様の取扱いをすべきであるとも考えられる。しかしながら、民法上、この損害賠償債権は、共有者の持分に依りて、各人に当然に分割帰属することになり、共有者全員で取扱いをするものではない、と理解されている。

上記のように解されている理由は、金銭債権などの給付が可分である債権(可分債権)は、数人の債権者がいる場合、民法 427 条に基づいて当然に分割される、その結果、各債権者に分割されて帰属する、と理解されてきたからである。最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 巻 4 号 819 頁は、「相続人複数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に依りて権利を承継するものと解する」としており、この考え方を前提にしているとされる。この考え方は、言い換えれば、可分債権についての準共有は考えられず、民法 264 条は適用されない、というものである。その理論的根拠は、民法 427 条が民法 264 条の特則規定であることに求められてきた。

しかしながら、近時、数人の債権者が存在する場合であっても、当然に分割帰属しないとされる可分債権が、判例によっていくつも認められている。

もっとも著名なものは、共同相続された預貯金債権である。最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 巻 8 号 2121 頁は、従来の判例法理を変更し、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権が、遺産分割の対象となり、共同相続人に当然分割帰属しない旨判示した。続いて、最判平成 29 年 4 月 6 日判時 2337 号 34 頁は、定期預金債権および定期積金債権について同様の判示を行った。

また、最判平成 27 年 9 月 18 日判時 2278 号 63 頁は、マンションの共用部分(共有物)にかかる賃料債権について、区分所有者(共有者)に分割帰属しないことを前提とした判示を行っている。

従来、これらの場面が横断的に検討されたことはなかった。可分債権は当然に分割帰属するという前提に立てば、検討の必要すらないからである。そして、現在においても、どのような可分債権について、どのような場合に分割帰属しないのか、ということは明確にされていない。それゆえ、可分債権の債権者が複数存在するとき、どのような場合に分割帰属するのか、ということを確認する必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記の問題関心にに基づき、可分債権の債権者が複数人であるにもかかわらず分割帰属しないとされる場面を裁判例から抽出すること、そして、における事案の理論的正当化根拠を検討すること、の場面との理論を明確化して提示すること、以上の 3 点である。

前述したように、可分債権に複数の債権者が存在するが、分割帰属しないとされる場面として、預貯金債権の共同相続、区分所有における共用部分の賃料債権などがある。その他にも、共有者間において、共有物から生じた金銭債権などの取扱いについて、分割帰属しない旨の合意がある場合、その合意が優先され、分割帰属しないことになる。このように、可分債権が分割帰属しない場面は、当事者間の関係も、可分債権の種類もさまざまである。そこで、可分債権が分割帰属しないとされる裁判例を収集・分析し、事案の類型化を図ることが検討の前提として必要となるが、このような分析は今までに存在しない。それゆえ、この点に、本研究の独自性・創造性がある。

ところで、預貯金債権の共同相続については、前述の最判平成 28 年登場の前後から、非常に活発な議論が行われている。共同相続された預貯金債権は、遺産分割までの間は、準共有となると理解するのが一般的である。しかしながら、準共有となった預貯金債権について、誰がどのように管理すべきであるのか、また、預貯金債権から生じた果実(利息)について、どのように取り扱うべきであるのか、といった点については、実務的にも理論的にも重要な問題であるが、議論は進展していない。本研究は、可分債権の「準共有」の具体的内容を明らかにすることを試みるものとしても、独自性・創造性が認められる。

3. 研究の方法

本研究では、以下の 3 つの課題を設定し、可分債権が非分割とされる場面の法理を明確化することを試みた。

第 1 の課題は、非分割とされる可分債権の事例を裁判例から抽出することである。裁判例において、給付が可分である債権にもかかわらず、複数の債権者に分割帰属しないとされている事案の収集・整理を行う。可分債権であるにもかかわらず、非分割であるとされた実質的理由、理論

的理由は、いずれもさまざまであり、適用されるべき規律を検討するにあたって、参考となるからである。

第2の課題は、非分割とされた可分債権に適用される規律の整理・検討をすることである。第1の課題で抽出された判例において、非分割とされた可分債権にいかなる法理が適用されているのかを整理・検討する。

第3の課題は、可分債権が非分割とされる法理を明確化することである。第1の課題の検討結果をふまえて、可分債権について複数の債権者がいるにもかかわらず、非分割とされる事案の類型化を行う。また、第2の課題の検討結果から、各類型における可分債権の取扱い方法を明確化する。可分債権の準共有ということによって、すべての問題が解決できるわけではなく、事案類型ごとに共有者間の関係が異なるため、管理に関する規律の探求が必要となる。以上の結果をまとめ、可分債権が非分割とされる法理を提示する。

4. 研究成果

本研究は、複数の債権者が可分債権を有する場合に、当然に分割帰属しないとされる場面を検討することを目的とした。

判例は、複数の債権者が可分債権を有する場合、原則として当然に分割帰属するとしてきた。しかし、その根拠は明確に示されていない。また、判例は、共同相続における預貯金債権をはじめとして、いくつもの例外を認めている。共同相続においては、遺産分割において共同相続人間の公平を実現するために、預貯金債権に限らず、すべての財産を遺産分割の対象とすべきである。さらに、共同相続以外の共有における共有者間においても、共有物と切り離して可分債権を取り扱わなければならないとする実質的理由はなく、むしろ、共有者間の合意等によってその取扱いを決定すべきである。以上のことから、複数債権者が可分債権を有する場合であっても、分割帰属しないことを原則とすべきである。複数の債権者が債権を準共有する場合には、民法の共有規定が準用される。

複数債権者に可分債権が分割帰属すると判例が示したケースは、共同相続された損害賠償請求権（前掲最判昭和29年）、共有物から生じた損害賠償請求権（最判昭和51年9月7日判時831号35頁）、共有物（共同相続財産）の売却代金債権（最判昭和52年9月19日家月30巻2号110頁）、共有物（共同相続財産）から生じた賃料債権（最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁）などである。他方、非分割とされているのは、共同相続された預貯金債権（前掲最判平成28年、同29年）、マンション共用部分についての不当利得返還請求権（最判平成27年9月18日民集69巻6号1711頁）である。前者は、基本的に、可分債権についての準共有は考えられず、民法264条は適用されないという形式論を重視していると評価できる。他方、後者は、共同相続における遺産分割の有用性、マンションにおける円滑な管理という実質論を重視していると評価できる。

可分債権を準共有できないとの形式論を支えているのは、民法の個人主義的な思想であると考えられる。すなわち、所有権については、単独所有が原則的形態であるのに対し、共同所有は例外的で形態あるため、可能な限り早急に解消されなければならないものである、そして、共有関係の解消を認めるための共有物分割請求権（民法256条）は本質的な権利である、との考え方である。しかしながら、実際には、分割できない共有は少なからず存在しており、そのことを正面から認める必要がある。たとえば、境界線上に設けられた境界標・囲障・障壁・溝・堀が共有されている場合（民法229条）、共有者は共有物分割請求権を行使できない（民法257条）。私道が共有されている場合も、その性質上、基本的に、共有物分割請求権を行使することは認められない。また、区分所有の共用部分も共有であるが、区分所有を維持するために、共有物分割請求権は行使できない。共有には多様なものがあるため、個人主義的な観点を強調することは適切ではない。可分債権を準共有できないとする考え方は、個人主義的観点を前提としていることから、その理論的基盤が脆弱である。さらに、民法427条が民法264条の特例であるとの理解は、債権の共同的帰属（準共有）という帰属レベルの問題と、多数当事者の債権関係という効果レベルの問題を混同しているという問題がある。

可分債権を準共有できないとの考え方は、実質的正当化根拠が難しく、さらに、理論的にも疑問が生じる状態となっている。むしろ、可分債権を準共有できるとの考え方をとり、実質的正当化根拠を探ることが必要である。判例を参考にすると、非分割とされた可分債権については、共同相続がされた場合と、共有物から生じた場合では、その実質的正当化根拠が異なると考えられることから、これらを区別することが必要である。

まず、共同相続された可分債権については、遺産分割の調整手段として有益であることから、基本的に、非分割になる（準共有される）と解すべきである。遺産分割手続が円滑に進まない場合に、共同相続人が困窮するなどの問題が生じうるが、そのような場合は、共同相続人間の合意により、一部財産を遺産分割の対象から外すことにより対処することが可能である。次に、共有物から生じた可分債権についても、共有物の円滑な管理という観点から、共有物と一体的に取り扱うことが有益である。共有者間に紛争が生じた場合には、持分処分、共有物分割請求権などの紛争解決手段が用意されていることから、一体的な取扱いをすることにより共有者に負担が生じることはない。

以上のように、本研究は、複数の債権者が可分債権を有する場合、原則として当然に分割帰属

するという判例が、多くの例外を認めることによって原則ではなくなっていること、さらに、そもそも十分な理論的正当化根拠を有していなかったことを明らかにした。従来、例外についての検討はなされてきたものの、判例の原則そのものへの検討は十分ではなかったところであり、この点に大きな学術的意義がある。また、判例が採用する当然分割原則が放棄されることになれば、共同相続の場面において、共同相続人間の不公平な取り扱いが是正されることになり、社会的意義も大きい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 64(3・4)
2. 論文標題 可分債権の準共有 当然分割原則の再検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 185-208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 69
2. 論文標題 区分所有における団体とは何か 団体の多様性と所有権との関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 マンション学	6. 最初と最後の頁 36-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 1562
2. 論文標題 新しい共有法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 65(3)
2. 論文標題 改正共有法の意義と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 87-140
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 1150
2. 論文標題 共有法改正の根拠と限界 憲法上の財産権保障の観点から(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 131-136
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 47
2. 論文標題 専有部分に関する契約と管理組合	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 35-41
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 478
2. 論文標題 連帯債務	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 75-83
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 784
2. 論文標題 これからの所有権を考える 物権法改正議論を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 17-23
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 470
2. 論文標題 詐害行為取消権の要件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 81-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 474
2. 論文標題 詐害行為取消権の効果	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 73-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤栄寿	4. 巻 1149
2. 論文標題 共有法改正の根拠と限界 憲法上の財産権保障の観点から (上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 秋山靖浩編、伊藤栄寿ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 240
3. 書名 新しい土地法	

1. 著者名 現代民事判例研究会編、伊藤栄寿ほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 144
3. 書名 民事判例26 2022年後期	

1. 著者名 伊藤 進、長坂 純、川地宏行	4. 発行年 2020年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 730
3. 書名 改正民法（債権法）における判例法理の射程～訴訟実務で押さえるべき重要論点のすべて～	

1. 著者名 現代民事判例研究会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 132
3. 書名 民事判例19	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------